

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「環境関連日本株ファンド(愛称:エコの声)」信託終了(繰上償還)(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用いたしております「環境関連日本株ファンド(愛称:エコの声)」につきまして、下記の通り信託終了(繰上償還)を予定しておりますのでお知らせいたします。

このたびの信託終了(繰上償還)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定にしたがい、書面による決議を実施致します。

つきましては、本書面および書面決議参考書類をご確認の上、同封の「議決権行使書面」に信託終了(繰上償還)に関する賛否を含む必要事項をご記入頂き、弊社までご返送下さい。

何卒、この信託終了(繰上償還)の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

今回の信託終了(繰上償還)に賛成いただける場合には、お手続き(書面のご返送)の必要はありません。

敬具

記

1. 対象となる投資信託の名称

環境関連日本株ファンド(愛称:エコの声)
(以下「本ファンド」といいます。)

2. 予定している信託終了(繰上償還)の理由

本ファンドの受益権口数は、信託約款の繰上償還に関する規定の10億口を下回っており、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっているため、信託約款の規定にしたがい、信託終了(繰上償還)を行うものです。

3. 書面決議の日程及び手続

(1) 書面決議の日程

日付	内容	備考
2014年1月27日(月)	対象受益者の確定	議決権を行使できる受益者は、2014年1月27日時点の受益者です。
2014年2月7日(金) ～2014年2月21日(金)	議決権行使期間	下記(2)をご参照ください。
2014年2月25日(火)	書面決議日(信託終了(繰上償還)に関する正式決定)	下記(3)をご参照ください。
2014年2月26日(水)	募集停止(予定)	信託終了(繰上償還)が決定した場合、左記日程以降、購入申込の受付を停止します。換金請求は通常通りお手続き頂けます。
2014年2月26日(水) ～2014年3月17日(月)	信託終了(繰上償還)に反対した受益者の買取請求期間(予定)	下記(4)をご参照ください。
2014年3月28日(金)	信託終了(繰上償還)日(予定)	—

(2) 議決権行使について

① 議決権行使の方法

議決権行使期間中(2014年2月7日(金)～2月21日(金))に、同封の「議決権行使書面」を弊社にご提出頂くことにより議決権を行使することができます。書面に必要事項をご記入・ご捺印の上、同封の返信用封筒にて、ご返送下さい(2014年2月21日(金)弊社必着とさせていただきます)。

なお、「議決権行使書面」のご返送がない場合は、信託終了(繰上償還)に賛成するものとさせていただきますので、
信託終了(繰上償還)に賛成される場合には、お手続き(書面のご返送)の必要はありません。

② ご留意事項

ア. 「議決権行使書面」のご返送がない場合は、信託終了(繰上償還)に賛成するものとさせていただきます。

イ. ご提出頂いた「議決権行使書面」の賛否記載欄に賛否の記載がない場合は、信託終了(繰上償還)に賛成するものとさせていただきます。

ウ. 同一の受益者が、重複して行使した議決権行使の内容が異なる場合は、全ての議決権に関して無効とさせていただきます。

※ 記入内容に不備がある場合、議決権行使書面の受付ができない場合があります。

※ 受益者数および議決権数(受益権口数)等を確認するため、お取引中の販売会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および受託者の三者間で受益者に関する情報を共有させていただきますので、ご了承下さいませようお願い申し上げます。

※ 必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出して頂くことがあります。

※ 議決権行使に際して、委託者、販売会社および受託者が取得した個人情報(本ファンドの信託終了(繰上償還)における、「投資信託及び投資法人に関する法律」第17条に係る議決権行使の受益権口数の管理および同第18条に係る買取請求の手続きのみ)を利用目的とし、他の目的には使用しません。

(3) 信託終了(繰上償還)の決定について

信託終了(繰上償還)は、議決権を行使できる受益者の半数以上、かつ当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、予定通り2014年3月28日(金)をもって信託終了(繰上償還)を行います。

また、上記の受益者数または議決権以上の賛成を得られず、信託終了(繰上償還)が否決された場合は、信託終了(繰上償還)は行いません。この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

(4) 買取請求について

① 買取請求の手続き

信託終了(繰上償還)が決定した場合、信託終了(繰上償還)に反対された受益者は、2014年2月26日(水)から3月17日(月)までの間に、保有する受益権について、受託者に対しお取引中の販売会社を通じて、投資信託財産をもって買い取ることを請求することができます。

② ご留意事項

ア. 買取の価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります(原則として受託者である三井住友信託銀行株式会社が買取請求に必要な書類を受領した日に算出される解約価額とします)。

イ. 非課税扱いの受益者を除き、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。また、受益者ご自身による納税手続きが必要となります(個人の受益者の場合、お取引中の販売会社の特定口座は利用いただけません)。税制が改正された場合は、取扱いが変更になることがあるため、課税上の取扱いの詳細は、税理士等にご確認されることをお勧めいたします。

ウ. 買取代金のお支払いまでに通常の解約請求よりも日数を要する可能性があることおよび買取事務に関する費用(買取代金の振込手数料、計算書送付費用等)のご負担があることにつき、ご留意下さい。

エ. 信託終了(繰上償還)に対する賛否にかかわらず、お取引中の販売会社にて、通常通り換金手続きを行うことができます。

オ. 買取の手続きにかかる詳細については、信託終了(繰上償還)に反対された受益者に対し、別途、ご案内させていただきます。

＜お問い合わせ先＞

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
営業企画部 議決権行使書面受付係

TEL: 0120-668001

(午前9時～午後5時(土日・祝日等は除く))

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の相当性に関する事項

「環境関連日本株ファンド(愛称:エコの声)」の受益権口数は、信託約款の繰上償還に関する規定の10億口を下回っており、信託財産の中長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっているため、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うものです。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2014年3月28日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

信託終了(繰上償還)の書面による決議が、議決権を行使できる受益者の半数以上、かつ当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成を得られない場合には、信託終了(繰上償還)は中止されます。

4. 投資信託契約の解約について受益者の不利益となる事実

該当事項はございません。

5. 直近に作成された財産状況開示資料等の内容

(有価証券報告書(第4計算期間 2012年7月28日~2013年7月29日)より抜粋)

(1) 貸借対照表

項目	第3期 (平成24年 7月27日現在) 金額(円)	第4期 (平成25年 7月29日現在) 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,744	469,915
親投資信託受益証券	35,589,784	64,907,921
未収入金	287,052	16,518,233
流動資産合計	35,893,580	81,896,069
資産合計	35,893,580	81,896,069
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	—	16,491,626
未払受託者報酬	14,123	22,852
未払委託者報酬	282,306	456,995
その他未払費用	962	1,573
流動負債合計	297,391	16,973,046
負債合計	297,391	16,973,046
純資産の部		
元本等		
元本	36,331,593	54,972,088
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△735,404	9,950,935
(分配準備積立金)	(1,405,879)	(13,002)
元本等合計	35,596,189	64,923,023
純資産合計	35,596,189	64,923,023
負債純資産合計	35,893,580	81,896,069

(2) 損益及び剰余金計算書

項目	第3期	第4期
	自 平成23年 7月28日 至 平成24年 7月27日 金額(円)	自 平成24年 7月28日 至 平成25年 7月29日 金額(円)
営業収益		
受取利息	—	18
有価証券売買等損益	△1,299,862	17,705,588
営業収益合計	△1,299,862	17,705,606
営業費用		
受託者報酬	29,739	36,609
委託者報酬	594,657	732,014
その他費用	2,004	2,511
営業費用合計	626,400	771,134
営業利益又は営業損失(△)	△1,926,262	16,934,472
経常利益又は経常損失(△)	△1,926,262	16,934,472
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,926,262	16,934,472
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△238,973	2,362,236
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,358,859	△735,404
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	13,205,471
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	13,205,471
剰余金減少額又は欠損金増加額	406,974	599,742
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	345,458	599,742
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,516	—
分配金	—	16,491,626
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△735,404	9,950,935

6. 投資信託契約の解約の理由

上記1. をご参照下さい。

7. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はございません。

以上